

【2000年1月19日】健康保険制度等改正案について（諮問書、要綱）

医療保険福祉審議会（運営部会第28回）

平成12年1月19日

医療保険福祉審議会

運営部会長 塩野谷 祐一殿

厚生大臣 丹羽 雄哉

諮問書

健康保険制度等を別添要綱のとおり改正することについて、健康保険法(大正11年法律第70号)第1条ノ3、船員保険法(昭和14年法律第73号)第2条ノ3、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第4条の2及び老人保健法(昭稲57年法律第80号)第7条の規定に基づき、貴会の意見を求めます。

健康保険制度等改正案要綱

第1 改正の趣旨

医療保険制度の安定的運営を確保し、併せて給付と負担の公平等を図るため、薬剤一部負担の廃止、老人一部負担の見直し及び高額療養費の見直し等の措置を講ずるとともに、健康保険の保険料率の設定に係る上限の見直し等の所要の措置を講ずる。

第2 患者負担に関する事項

1 薬剤一部負担の廃止

- (1) 老人に係る薬剤一部負担を廃止すること。
- (2) 若人に係る薬剤一部負担については、平成14年度までに、所要の財源を確保した上で廃止すること。

2 老人に係る一部負担金の見直し等

- (1) 老人が保険医療機関等で医療を受けたときは、当該医療に要した費用の10分の1を一部負担金として支払うものとし、同一の月に同一の保険医療機関等に支払った一部負担金の合計額が別に定める上限額を超えた後は、一部負担金を支払うことを要しないものとする。

ただし、定額制を選択するものとして届け出た診療所における外来一部負担金は、

1 日当たり 800 円(月 4 回まで。平均外来医療費に応じて改定)とすること。
なお、具体的な上限額については次のとおり定めることを予定している。

1 月当たりの上限額

外来の場合

診療所及び 200 床未満の病院：3,000 円(200 床以上の病院：5,000 円)

ただし、主として院外処方を行うものとして届け出た診療所又は病院について医療を受けたときは、診療所又は病院：1,500 円、薬局：1,500 円(200 床以上の病院である場合は、それぞれ 2,500 円)

入院の場合

37,200 円(低所得者 24,600 円、低所得者かつ老齢福祉年金受給者 15,000 円、長期特定疾病患者 10,000 円)

- (2) 老人が指定訪問看護事業者から指定老人訪問看護を受けたときの訪問看護療養費の額については、当該指定訪問看護に要した費用から指定老人訪問看護の利用状況、保険医療機関における一部負担金の算定方法その他の事情を勘案して厚生大臣が認める額を控除するものとする。

診療所の場合と同様、指定老人訪問看護を利用した者は、当該指定老人訪問看護に要した費用の 10 分の 1 を患者負担とし(上限額 3000 円)、定額制を選択するものとして届け出た訪問看護事業者においては定額(600 円を月 5 回まで)を患者負担とすることを予定している。

- (3) 同一世帯に属する複数の老人が入院した場合、高額医療費を支給すること。

なお、具体的な支給要件については、次のとおり定めることを予定している。

1 月当たりの自己負担限度額

37,200 円[30,000 円以上の患者負担分を世帯合算](低所得世帯:24,600 円[21,000 円以上の患者:負担分を世帯合算])

第 3 給付に関する事項

1 高額療養費に係る自己負担限度額の見直し

高額療養費に係る自己負担限度額について、現行の低所得者・一般の区分に加え、上位所得者に係る新たな区分を設けるとともに、患者が受けた医療サービスの費用が反映されるよう設定すること。

なお、自己負担限度額の具体的な額については、次のとおり変更することを予定している。

自己負担限度額(月額)

	現行	改正案
一般	63,600 円	63,600 円+(医療費-318,000 円)×1%

上位所得者		121,800 円+(医療費-609,000 円)×1%
-------	--	------------------------------

低所得者は現行どおり。

上位所得者は、健康保険等については標準報酬月額 56 万円以上の者とし、市町村国保については、これと同程度以上の所得である者(当該年度の市町村民税の算定の基礎となる総所得金額が 700 万円程度以上の者)とすること。

多数該当(4 月目からの自己負担限度額)については、低所得者及び一般は現行どおりとし、上位所得者は 70,800 円とすること。

2 入院時食事療養費に係る標準負担額の見直し(告示事項)

入院時食事療養費に係る標準負担額を次のとおり改定すること。

	現行	改正案
一般	760 円/日	780 円/日

低所得者については、現行どおり

3 傷病手当金に関する見直し

任意継続被保険者及び資格喪失後継続して給付を受けている者について、老齢厚生年金等を受給している場合には、傷病手当金を支給しないこととすること。ただし、支給される老齢厚生年金等の額が傷病手当金の額を下回るときは、その差額を傷病手当金として支給すること。

第 4 保険料に関する事項

1 保険料率の設定に係る上限の見直し

一般保険料率と介護保険料率の合計について適用されている保険料率の上限について、一般保険料率のみを対象にすること。

2 育児休業期間中の保険料の事業主負担分の免除

被保険者負担分のみが免除されている育児休業期間中の保険料について事業主負担分を免除すること。

3 標準報酬に関する事項

- (1) 標準報酬,月額の下限について、92,000 円から 98,000 円に変更すること。
- (2) 標準報酬の定時決定に係る算定対象月について、5 月～7 月から 4 月～6 月に変更すること。

第 5 健康保険組合の運営に関する事項

1 健康保険組合の保険料率に係る認可の見直し

一般保険料率と調整保険料率を合算した率に変更されない場合には、一般保険料率の変更に係る認可を届出に改めること。

2 財政窮迫状態にある健康保険組合に係る指定制度の創設

財政窮迫状態にある健康保険組合に対する指定制度を創設し、当該指定を受けた健

康保険組合は、財政の健全化に関する計画を作成し、厚生大臣の承認を受け、これに沿った事業運営を行うべきこととするとともに、計画に従わない場合等には厚生大臣は解散等を命ずることができることとすること。

指定を受けた健康保険組合が特定健康保険組合の場合においては、既に被保険者となっている退職者への給付は継続しつつ、段階的に退職者医療を行わない一般の組合となることとすること。(省令事項)

3 介護保険の第2号被保険者に係る保険料徴収方法の見直し

健康保険組合の規約で定める場合には、その被保険者のうち、第2号被保険者の被扶養者を有する65歳以上の被保険者について、介護保険料を賦課することができるようにすること。

また、定額の介護保険料を徴収することを認められた健康保険組合(承認健康保険組合)が規約で定める場合には、その被保険者の介護保険料額を第2号被保険者である被扶養者の人数に応じて設定できるようにすること。(政令事項)

第6 国民健康保険に関する事項

1 海外療養費の創設

海外渡航中の治療について保険給付の対象に加えること。

2 資料の提供等に係る根拠規定の整備

市町村は、保険給付等に関して必要があると認める場合は、被保険者の資産や収入の状況等について、官公署等に資料の提供等を求めることができることとすること。

3 住所地特例の対象拡大

特別養護老人ホームなどへの入所・入院のために住所を移した場合に限られている国民健康保険の住所地主義の特例について、その対象をすべての長期入院に拡大すること。

第7 その他

その他所要の改正を行うこと。

第8 施行期日

平成12年7月1日(ただし、第3の3は平成13年4月、第4の3の(1)は平成12年10月、第4の3の(2)は平成15年4月)